

京都市高齢者施策推進協議会	
第1回(R5.6.27)	資料1

「第9期京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けたスケジュール等について

「第9期京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けた高齢者施策推進協議会の開催スケジュール等については、「別紙1」のとおりです。

また、前回（3月29日）の高齢者施策推進協議会で御報告したとおり、第9期プランにおいて、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」に加え、これまでの認知症施策の取組状況や、国の認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）の趣旨を踏まえた、本市独自の「認知症施策推進計画」を新たに一体的に策定し、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

そのため、「認知症施策推進計画」の一体的な策定に向けたスケジュールについても併せてお示ししております。

○「第9期京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けたスケジュール（予定）

時期	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	認知症施策推進計画	その他
令和5年6月	<p>○第1回高齢者施策推進協議会（今回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期プラン（認知症施策推進計画含む。以下同じ。）策定に向けたスケジュール等 		
7月		<p>○本人ミーティング実施 （7～8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活や地域についての希望や願い、困りごと等を聞き取るための本人ミーティングを開催 （市内3か所程度） 	
8月		<p>○第1回アドバイザリーボード （8月7日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進計画策定の趣旨説明 	<p>○第2回高齢者施策推進協議会 （8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長の互選、会長職務代理者の指名 ・協議会の運営方法について
9月	<p>○第3回高齢者施策推進協議会（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期プランの基本理念、重点取組の設定と主な施策・事業の確認 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス量の推計 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本人ミーティングの結果報告 ・認知症施策推進計画の基本理念、方向性等の確認 </div> </div>		
10月			
11月	<p>○第4回高齢者施策推進協議会（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期プラン中間報告案（パブリックコメント案） 		
12月		<p>○第2回アドバイザリーボード （12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進計画パブリックコメント案報告 	
令和6年1月	<p>○パブリックコメントの実施（12月～1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期プランのパブリックコメントを実施 		
2月	<p>○第5回高齢者施策推進協議会（2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期プラン最終案の審議 		
3月		<p>○第3回アドバイザリーボード （3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策推進計画最終案の共有 	
	<p>○第6回高齢者施策推進協議会（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9期プランの報告 		

※ 現委員の任期は令和5年7月末日で終了（委員改選）

※ 各分科会（WG）については、適宜開催

※ 認知症総合支援事業アドバイザリーボード

・医療・介護関係者等により構成し、本市の認知症施策全般について意見交換を行う会議体（H26設置）

・認知症施策推進計画の策定に係る高齢者施策推進協議会への報告事項や審議状況等については、適宜、構成員と共有する。

資料 1



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための 健康保険法等の一部を改正する法律案について

厚生労働省 保険局 医政局 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。
健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

介護情報基盤の整備

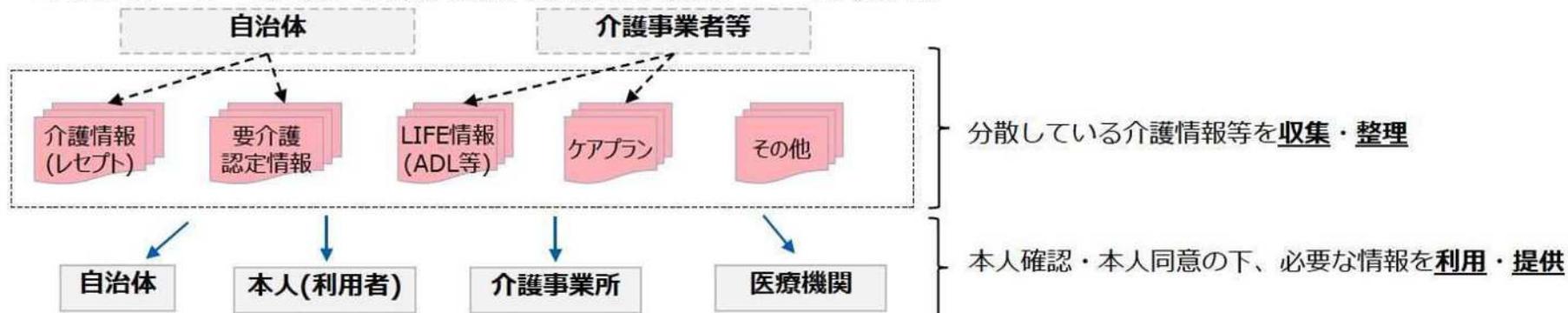
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日（予定）

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



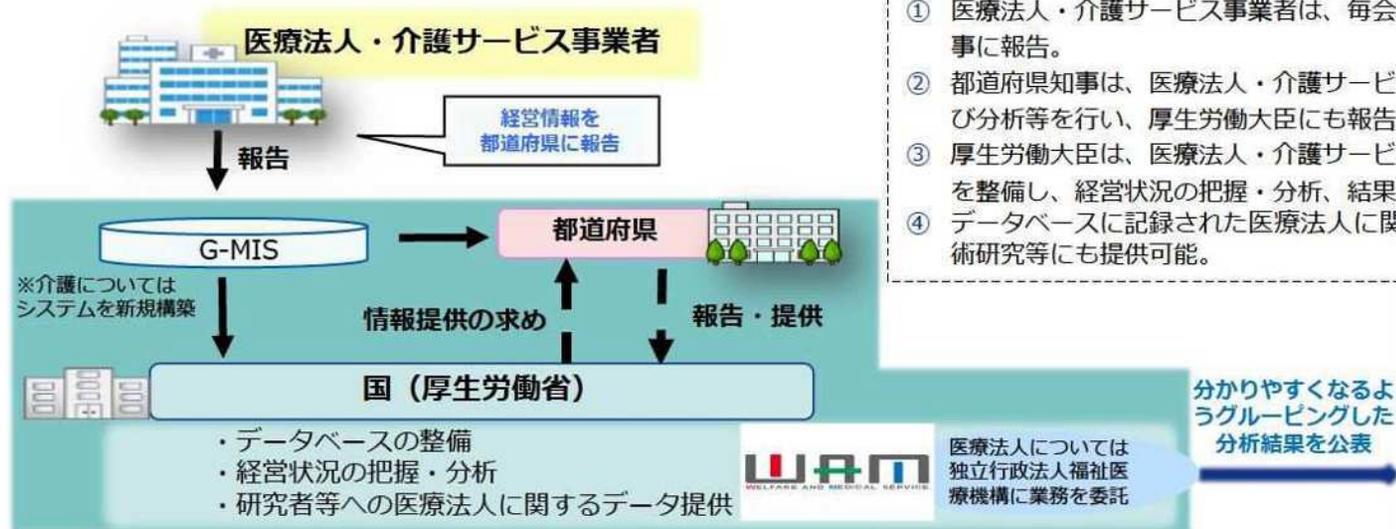
医療法人・介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 医療・介護の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①**医療法人・介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備**をし、②**収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表**、③**医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設**する。

【施行日：①及び②（医療）令和5年8月1日（介護）令和6年4月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人・介護サービス事業者
- 収集する情報：病院・診療所及び介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
〔収集する内容は省令以下で規定〕 ※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用にあたっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



- ① 医療法人・介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、医療法人・介護サービス事業者の活動状況等に関する調査及び分析等を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、医療法人・介護サービス事業者に関する情報のデータベースを整備し、経営状況の把握・分析、結果の公表。
- ④ データベースに記録された医療法人に関する情報については、研究者が行う学術研究等にも提供可能。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案 における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備<再掲>

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
 - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化<再掲>

- **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
 - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
 - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
 - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
 - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
 - 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など